

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会

令和2年10月14日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2000052 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2000013 号

第 1 結論

昭和 39 年 6 月から昭和 41 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 16 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 39 年 6 月から昭和 41 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、母親が行ってくれた。また、請求期間の保険料は、母親が納付していたはずなのに未納であるのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

国民年金受付処理簿における請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、請求者の国民年金加入手続は、昭和 41 年 11 月頃に行われたものと推認され、その際に請求者が勤務していた A 事業所を退職した昭和 39 年 6 月まで遡って国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられるところ、このことは、請求者が所持する国民年金手帳の発行日が昭和 41 年 11 月 22 日と記載されていることとも符合する。この国民年金加入手続時期を基準とすると、母親は、請求期間のうち、昭和 39 年 10 月から昭和 41 年 3 月までの保険料を過年度保険料として納付することが可能であった。

また、請求者は、母親が家族の分の保険料を納付してくれたと主張しているところ、オンライン記録によると、請求者については、請求期間を除く国民年金加入期間において保険料が全て納付されているほか、母親及び父親に係る国民年金加入期間の保険料も全て納付されていることが確認できることから、母親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る保険料納付に直接関与しておらず、これを行ったとする母親は既に亡くなっていることから、請求期間当時の状況について確認することができず、請求者に係る請求期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、請求期間のうち、昭和 39 年 6 月から同年 9 月までの保険料については、上述の払出時期において、既に 2 年の時効が成立しており、母親は、当該期間の

保険料を納付することができなかつたものとみられる。

さらに、請求期間のうち、昭和 39 年 10 月から昭和 41 年 3 月までの保険料については、上述のとおり、過年度保険料として納付することが可能であったものの、B 市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、当該期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらない上、B 市が提出した国民年金納付記録によると、請求期間に係る保険料については、未納と記録されていることから、母親が当該期間の保険料を過年度保険料として納付したと推認することができない。

このほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者に対しては、上述の昭和 41 年 11 月頃に加入手続が行われた国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2000058 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2000014 号

第 1 結論

平成 7 年 6 月から平成 10 年 3 月までの請求期間並びに平成 12 年 8 月及び同年 9 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 49 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 平成 7 年 6 月から平成 10 年 3 月まで
② 平成 12 年 8 月及び同年 9 月

私は、A 市にある短期大学に留学のため、平成 7 年 6 月に日本に入国し、先に来日していた妹と平成 9 年 10 月まで同居し、その後は短期大学を卒業するまで同市内で一人暮らしをしていた。

請求期間①については、留学先の短期大学から自身で国民年金に加入するように言われたため、時期はよく覚えていないが A 市役所で加入手続を行った。保険料の納付については、ビザ申請に重要な判断基準となるので納付書が届けば、必ず市役所の窓口か金融機関で毎月納付した。

請求期間②については、B 市から A 市に転居したので、再度、A 市役所で加入手続を行い、保険料も請求期間①と同様の方法で納付した。

妹とは、名前もよく似ているため、年金記録が混同して記録管理されているのではないかと考えているので、請求期間①及び②について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者に係る外国人登録原票（当時）によると、請求者は、平成 7 年 6 月の入国を事由として、外国人登録申請をしており、その際に住所地を A 市とする手続を行っている。国民年金の加入手続については、原則、住所地のある市町村で行うものとされており、外国人に係る国民年金に関する事務取扱は、外国人登録原票に基づいて行うものとされていたところ、請求期間①について、請求者は上述のとおり、A 市に居住していたことが確認でき、同市で国民年金の加入手続を行うことが可能であった。また、請求期間②について、当該外国人登録原票による

と、請求者は、平成 12 年 9 月に B 市から A 市に転居していることが確認でき、国民年金の加入手続を、再度、A 市で行うことが可能であった。

しかしながら、請求者の年金記録について、年金手帳及びオンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号（平成 9 年 1 月から使用されている制度共通の記号番号）は、平成 12 年 10 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことを契機に新規で同年 12 月に付番されており、現在に至るまで、一元的に記録管理がなされている状況である。また、請求者が留学していた短期大学は、請求期間①当時、請求者が留学していたことは確認できるが、国民年金制度については、留学生に説明していない旨回答している。

さらに、A 市が保管している請求者に係る国民年金の被保険者資格得喪履歴によると、平成 13 年 1 月 21 日を新規取得とする届出が平成 14 年 7 月 5 日に行われており、同市はそれ以前に請求者の加入記録は確認できない旨回答していることから、請求者は、請求期間において、国民年金に未加入であり、請求期間①及び②の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、請求者は、保険料の納付については、ビザ申請に重要な判断基準となるので納付書が届けば、必ず納付していた旨陳述しているところ、出入国管理及び難民認定法施行規則によると、請求期間に係る在留資格においても、国民年金の保険料を納付したことを証明するものは立証資料とはされていない。

その上、請求者は、妹と年金記録が混同して記録管理されているのではないかと疑念を抱いているところ、請求者の氏名（通称名及び妹の名を含む。）に関して誤りが生ずる可能性のある漢字、読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、上述の平成 12 年 12 月に付番された基礎年金番号以外に、国民年金手帳記号番号（平成 8 年 12 月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）が払い出された形跡は見当たらず、別の基礎年金番号が付番された形跡も見当たらない上、妹と年金記録が混同しているような形跡も見当たらない。

このほか、請求期間のうち国民年金手帳記号番号が制度上使用されていた時期（平成 8 年 12 月以前）について、請求者が保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）及び保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらず、基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月以降の期間は、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、年金記録の過誤は考え難いところ、ほかに請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。